

1-(3) 岐阜市広告宣伝支援事業の期間延長について

(1) 事業期間の延長について

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した、市内の中小企業者等が行う、**広告、宣伝等に要する経費**を支援する「**岐阜市広告宣伝支援事業**」の**第2弾**を本年4月から実施している。

しかしながら、まん延防止等重点措置に伴い、時短要請や外出自粛が出されたことにより、**広告宣伝等を行う事業者が減少した**。

こうした状況の中、まん延防止等重点措置が解除され、このタイミングで広告宣伝を行いたいという**事業者のニーズに応える必要**があることから、申請期間を**当初の6月30日から2か月延長**するものである。

事業者におかれては、まん延防止等重点措置後の再スタートとして、この事業を是非ともご利用いただきたい。

(2) 申請期間

- ・令和3年4月1日（木）から6月30日（水） ➡ **8月31日（火）まで2か月延長**

(3) 実施期間

- ・令和3年4月1日（木）から8月31日（火） ➡ **10月31日（日）まで2か月延長**
- ※事業の実施については、原則、交付決定日より2か月以内に行っていただいていることから、**申請期間の延長に伴い実施期間についても2か月延長**する。

(4) 対象事業者

- ・対象事業者の条件については、これまでと変更はない。

(5) 周知

- ・本日から市のホームページで案内しており、7月1日号の「広報ぎふ」においても、申請期間の延長について案内する。

【対象事業者】

- ・市内に事業所を設置する中小企業者、一般社団法人及び一般財団法人
- ・令和2年11月から令和3年3月までの間で、売上げが**前年同月比20%以上減少**した月が1か月以上あること。（事業開始後1年を経過しない者の場合、補助金の交付申請の日の属する月の前月の売上げが当該日の属する月前3か月間における月平均の売上げと比して20%以上減少したこと）
- ・新型コロナウイルス感染症の**感染防止対策を実施**していること。
- ・補助金の交付は、**同一の事業者につき、年度内1回限り**。